

三十三地区 地域計画

策定年月日	令和7年2月10日
更新年月日	
目標年度	令和17年度
市町村名(市町村コード)	若狭町(501)
地域名(地域内農業集落名)	三十三地区 (倉見、上白屋、下白屋、成願寺、上野、能登野、横渡、井崎、岩屋、田上、東黒田)

1 理念・基本方針

[理念]

三十三間山からはす川へ流れゆく清らかな水は、三方五湖の生命の源。

棚田有する資源豊富な農業は、知恵と工夫を重ね続ける。

[基本方針]

- 1) 三十三間山の豊かな水源を有効に活用し三十三地区の農村景観を保全する。
- 2) 担い手農家と多様な担い手農家が一体となって、最適な農地活用を進める。
- 3) 水田耕作・梅栽培・梨園などの園芸作物等により、豊かな農村集落を維持する。
- 4) 三十三地区の10年後の農業形態を描ける環境づくりを推進する。



2 地域における農業の将来の在り方

1) 地域農業の現状と課題

- 三十三地区は「はす川土地改良区」に属しパイプライン化された下5集落と、属さずパイプライン化が成されていない上5集落に分かれ、水利条件に大きな違いがある。
- 水利条件や圃場環境の違いから、農地の耕作状況は下5集落約92%に比べ、上5集落は約78%と非耕作地(休耕や耕作放置)が今後も増加する傾向にある。
- 上5集落の非耕作地増加の要因は、農業従事者の高齢化による離農の増加と、山間地特有の棚田による急な法面での草刈り作業等、耕作条件の悪さから担い手側も敬遠する傾向にある。
- 下5集落の中の東黒田集落においては、地盤沈下が激しく水田として稲作できない圃場が多く、担い手離れによる非耕作地が増加している。
- 地区全域の山裾に獣害防止柵が設置してあるが、山や川からの侵入により獣害の発生が防止できず、作物・畦畔等獣害が多発している。
- S60に完了した圃場整備から40年が経過しており、全域に対し再度水田基盤整備が必要だが、特に上5集落においては水利条件改善のため早急にパイプライン化を含む基盤整備が必要である。
- 農地管理においては、草刈り等も含めた全ての作業を耕作者に丸投げするのではなく「多

陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。

面的機能支払交付金活動組織」等での地域協力が必要である。

- ・ 地域における農業従事者の高齢化が進み、その跡継ぎとなる若者も町を離れ農業を離れ農業従事者は確実に減少するため、地域内での担い手育成は必須であり、そのための水田基盤整備を含めた農業環境改善が必要となる。

[基礎的データ]

農業者 (担い手農家) 23経営体 (多様な担い手農家) 69経営体
水田面積 281.0ha
集積率 63%
主要作物 水稻・梨・果樹・野菜

2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 三十三間山のミネラル豊富な水を活かした農作物の栽培を促進する。
- ・ 水稻栽培を主軸とするが梨をはじめ梅や園芸作物等圃場に適した作物も促進する。
- ・ 担い手農家への集積率を90%程度とするため、多様な担い手農家の離農時の受皿となる地元営農団体を立ち上げ、適正な農村集落機能を維持していく。
- ・ 早期に上5集落の水利施設整備と水田基盤整備事業を実施していく。
- ・ 農地管理においては、地元地域は「多面的機能支払交付金活動組織」等を活用し、草刈り等で担い手農家と共栄できる協力体制を推し進める。
- ・ 山裾に設置してある獣害防止の恒久柵の補修・更新を促進するとともに耕作田周辺に獣害柵を設置し、獣害の防止に努め耕作放棄地を無くしていく。
- ・ 集落営農形態の経営体の関係者で連携を検討していく。
- ・ 水田の減農薬減化学肥料栽培や有機栽培に関しては区域を設けて推進する。
- ・ 春から夏にかけてコウノトリ、秋から冬にかけてコハクチョウやオオハクチョウが飛来して、町内外の人に親しまれており、これを維持出来る環境にしていく。
- ・ 多様な担い手農家の離農対策のために、新規就農者を求める。
- ・ 次代を担う子どもたちへ農業体験の場を用意し、食育の推進に努める。

3 農業上の利用が行われる農用地等の区域

1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	216.0 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積	34.0 ha

2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・ 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

4 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ 担い手農家の耕作田は、効率的農作業のためには農道を挟み1ha以上の団地化を進める。
- ・ 多様な担い手の耕作田は現況の通りとし、担い手の耕作田を100%団地化を目指す。

- ・ 離農する担い手・多様な担い手農家の耕作田は、担い手農家に集積する。
そのためにも、地元で構成される担い手農家の育成が必要になる。
- 2) 上5集落(白屋・倉見・成願寺・上野・能登野)の農地整備事業の早期着工の推進。
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業…農家負担ゼロ
上5集落対象面積=98.85ha 地権者数=260名
【現在の進捗状況】
R5.10月～12月：5集落と地域計画打合せ & 集落説明会を各数回実施
R6.2月：三十三地区(上)土地改良事業連絡協議会設置
R6.3月：若狭町長へ要望書提出
一件審査 計画調査 着工に向けて調整中
 - ・ 地元の営農団体(仮称：三十三ファーム)の立ち上げ準備中(R9年設立目途)
- 3) 農地中間管理機構の活用方針
- ・ 地域全体の水田を農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家の経営意向により段階的に集約化を進める。
- 4) 水田基盤整備事業への取り組み
- ・ はす川土地改良区水田整備事業…(三十三下5集落：横渡 井崎 岩屋 田上 東黒田)
全体=547.9ha(内三十三地区=151.6ha) 地権者数=1,033名(内三十三地区=約320名)
中間管理機構関連基盤整備事業・・・理事会で町・県に要望を決定(R6年)
 - ・ 水利施設の更新事業
全体=547.9ha(内三十三地区=151.6ha) 地権者数=1,033名(内三十三地区=約320名)
水利施設整備事業(低炭素農業水利システム構築型) …町・県に要望書を提出(R6年3・6月) …R7年度中に計画調査を要望
 - ・ 三十三上5集落(白屋 倉見 成願寺 上野 能登野)から町へ要望書提出の土地改良事業と合わせ、はす川土地改良区への編入を協議。
 - ・ 獣害対策事業
山裾にある獣害柵の適正な維持管理を継続し、損傷した柵の更新を実施していく。
河川に潜む中獣類対策として、関係機関に浚渫や伐採の要望を定期的に行う。
- 5) 多様な担い手農家の継続方針
- ・ 耕作意向調査等により、農家の離農の意向がある場合、農業委員を通じて町や中間管理機構に気軽に相談できる環境を構築し、耕作放棄地を無くすよう努める。
 - ・ 地区内の担い手農家への作業委託や農業機械の共同利用組織の支援を進め、農業機械のレンタル支援を関係者と検討する。
- 6) その他課題と対応方針
- ① 地区の草刈り隊の組織化
- ・ 担い手農家が過重となっている草刈り作業について、地域全体で支援する組織を検討していく。
 - ・ 耕作放棄地の除草も行えるよう多面的機能活動組織と連携を図っていく。

② 担い手農家の連携組織

- ・ 農業機械の共同利用・資材の共同購入・農産物の販売など、連携できる組織体を整備できるように関係者と協議していく。

③ 沈下等で水田耕作できない農地の管理

- ・ 東黒田地区の約25haが現行の担い手農家より耕作困難地として中間管理権の継続を放棄されたため地元東黒田で「みのり会」を立ち上げた。当面は雑草対策が主体となるが、作付可能な作物等を検討して行く。

5 地域計画(案)策定協議の経緯

年	月	意見交換会・協議会	備 考
5	10	成願寺 上野 能登野の地権者	20 + 30 + 40人
5	11	白屋 倉見の地権者との意見交換	15 + 30人
5	12	5集落毎に2回目の意見交換会	延べ60人
6	2	三十三(上)土地改良連絡協議会①	各集落3人×5=15名
6	3	三十三(上)土地改良連絡協議会②	各集落3人×5=15名
6	6	三十三(上)土地改良連絡協議会③	各集落3人×5=15名
6	9	東黒田地区みのり会	
6	12	意見交換会・協議会	
		地域計画策定協議会	13人(福井県嶺南振興局二州農林部・農業経営支援部・福井県農協嶺南営・ふくい農林水産支援センター・農経済センター・若狭町農業委員会・若狭町産業振興課